

事業実施年度	自平成24年度
	至平成 <u>29</u> 年度

# 山元町地区防災集団移転促進事業計画書

## 〈第1回軽微な変更〉

都道県名	市町村名
宮城県	亶理郡山元町

【変更時の記載方法】

- ・変更時  
変更後（赤字）  
変更前（黒字）
- ・追加時  
変更後（赤字）
- ・削除時  
変更前（黒字）

※都道県が作成する場合は市町村名は記載不要

# 別記様式

## 1 移転促進区域

移転促進区域名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
うしぼししゅうへんにし 牛橋周辺西地区 A区域（買取）	94,984 <u>(81,048)</u> 71,735 (71,735)	H23. 11. 11 第1種区域においては、住居の用に供する建築物は建築してはならない。ただし、町長が災害防止上支障がないと認めて許可したものについてはこの限りでない。 第2種区域においては、住居の用に供する建築物は建築してはならない。ただし、建築物又は建築物の部分の町長が別に定める構造とした場合については、この限りでない。	142	142	0	対象地区は、宮城県亶理郡山元町の東側に位置し、海拔0～3mの平坦な地形をなしている。土地利用は農地が主であるが、JR常磐線の山下駅や坂元駅周辺及び県道相馬亶理線沿いを中心に住宅地が広がっている。また、海側には開発された住宅地及び別荘地が点在している。 平成23年3月11日発生 of 東日本大震災の津波により、町面積の約37%（約24km <sup>2</sup> ）が浸水し、人的被害は死者615人、行方不明者2人、重軽傷者90人になっている。当町の海岸線から1.5kmの範囲は、新築の建物が一部残る程度で大半が流出し壊滅的な被害を受けた。 対象地区は、今回の東日本大震災の津波により多大な被害を受けており、今後想定される同様の津波においても家屋流出や人的被害が想定され、住民の居住に適当でないと認められるため、災害危険区域を指定するとともに、防災集団移転促進事業を実施し、地区内住民の移転を行うものである。
うしぼししゅうへんにし 牛橋周辺西地区 B区域	9,784 <u>(6,738)</u> 14,414 (14,414)		20	20	0	
うしぼししゅうへんひがし 牛橋周辺東地区 A区域（買取）	53,249 <u>(42,936)</u> 46,853 (46,853)		78	78	0	
うしぼししゅうへんひがし 牛橋周辺東地区 B区域	4,272 <u>(1,012)</u> 3,481 (3,481)		6	6	0	
はながましゅうへん 花釜周辺地区 A区域（買取）	262,745 <u>(209,704)</u> 186,902 (186,902)		355	355	0	
はながましゅうへん 花釜周辺地区 B区域	20,774 <u>(18,149)</u> 50,406 (50,406)		53	53	0	
かさの ・ しんはましゅうへん 笠野・新浜周辺地区 A区域（買取）	277,363 <u>(240,094)</u> 205,653 (205,653)		306	306	0	
かさの ・ しんはましゅうへん 笠野・新浜周辺地区 B区域	23,028 <u>(11,396)</u> 42,126 (42,126)		29	23	6	
			68	68	0	

## 別記様式

移転促進区域名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
まち・なかほましゅうへん 町・中浜周辺地区 A区域（買取）	93,109 <u>(74,434)</u> 79,411 (79,411)		158 <u>162</u>	158 <u>162</u>	0	
まち・なかほましゅうへん 町・中浜周辺地区 B区域	12,031 <u>(8,674)</u> 16,215 (16,215)		23 <u>39</u>	23 <u>39</u>	0	
なかほま・いそしゅうへん 中浜・磯周辺地区 A区域（買取）	271,898 <u>(227,134)</u> 220,833 (220,833)		275 <u>241</u>	275 <u>241</u>	0	
なかほま・いそしゅうへん 中浜・磯周辺地区 B区域	7,599 <u>(4,739)</u> 28,603 (28,603)		14 <u>53</u>	14 <u>53</u>	0	
A区域（買取）小計	1,053,348 <u>(875,348)</u> 811,387 (811,387)		1,314 <u>1,272</u>	1,314 <u>1,272</u>	0	
B区域 小計	77,488 <u>(50,707)</u> 155,245 (155,245)		145 <u>303</u>	139 <u>303</u>	6 <u>0</u>	
合計	1,130,836 <u>(926,056)</u> 966,632 (966,632)		1,459 <u>1,575</u>	1,453 <u>1,575</u>	6 <u>0</u>	

- (注) 1 「移転促進区域名」欄に記入する区域名には、A区域、B区域等の符号を用いても差し支えない。  
2 「移転促進区域の面積」欄には、上段に地区面積、下段括弧内に住宅用地（住宅の用に供する土地）面積を記入すること。  
3 「災害危険区域の指定」欄には、既に災害危険区域が指定されている場合には指定年月日及び建築制限内容を記入すること。  
4 「集団移転が必要な理由」欄には、当該区域の住宅を集団移転させる必要性を記入すること。  
5 移転促進区域の位置及び状況が判断できる位置図及び区域図を添付すること。  
(位置図) 縮尺1万分の1の図面に全ての移転促進区域を朱線で明示し、区域名を記載すること。  
(区域図) 移転促進区域毎に縮尺5千分の1以上の図面に移転促進区域を朱線で明示し、区域内の土地について境界を黒線で明示した上で、被災前の土地利用の区分に従って色分けし、区分毎に通し番号を付すこと。  
宅地（住宅敷地） …赤（公有地の場合は赤斜線）  
宅地（住宅敷地以外） …青（公有地の場合は青斜線）  
農地 …緑（公有地の場合は緑斜線）

別記様式

2 移転促進区域内にある住居の数等

移転促進区域名	住居数		世帯数		住民数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現在	移転	現在	移転	現在	移転	
牛橋周辺西地区 A区域（買取）	142	( 31 )	149	( 35 )	447	( 105 )	<p>対象1,577世帯のうち、移転先住宅団地以外の災害公営住宅への入居を希望する世帯が60世帯、個別移転を希望する世帯が1,065世帯あり、移転先住宅団地へ入居を希望する452世帯とあわせ、安全な移転先を決めている移転世帯は1,577世帯と過半数を超えている。</p> <p>対象1607世帯のうち、移転先住宅団地以外の災害公営住宅への入居を希望する世帯が73世帯、個別移転を希望する世帯が967世帯あり、移転先住宅団地へ入居を希望する567世帯とあわせ、安全な移転先を決めている移転世帯は1607世帯と過半数を超えている。</p>
	134	( 44 )	136	( 44 )	408	( 132 )	
牛橋周辺西地区 B区域	20	( 8 )	21	( 8 )	63	( 24 )	
	28	( 11 )	28	( 11 )	84	( 33 )	
牛橋周辺東地区 A区域（買取）	78	( 9 )	86	( 12 )	258	( 36 )	
	95	( 18 )	97	( 18 )	291	( 54 )	
牛橋周辺東地区 B区域	6	( 1 )	6	( 1 )	18	( 3 )	
	11	( 4 )	11	( 4 )	33	( 12 )	
花釜周辺地区 A区域（買取）	355	( 92 )	383	( 104 )	1,149	( 312 )	
	318	( 116 )	324	( 116 )	972	( 348 )	
花釜周辺地区 B区域	53	( 11 )	54	( 11 )	162	( 33 )	
	104	( 40 )	104	( 40 )	312	( 120 )	
笠野・新浜周辺地区 A区域（買取）	306	( 79 )	329	( 89 )	987	( 267 )	
	322	( 99 )	331	( 99 )	993	( 297 )	
笠野・新浜周辺地区 B区域	29	( 20 )	33	( 22 )	99	( 66 )	
	68	( 37 )	68	( 37 )	204	( 111 )	

別記様式

移転促進区域名	住居数		世帯数		住民数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現在	移転	現在	移転	現在	移転	
町・中浜周辺地区 A区域（買取）	<u>158</u> 162	( <u>63</u> ) <u>158</u> ( 59 ) 162	<u>170</u> 164	( <u>66</u> ) <u>170</u> ( 59 ) 164	<u>510</u> 492	( <u>198</u> ) <u>510</u> ( 177 ) 492	
町・中浜周辺地区 B区域	<u>23</u> 39	( <u>7</u> ) <u>23</u> ( 20 ) 39	<u>25</u> 39	( <u>8</u> ) <u>25</u> ( 20 ) 39	<u>75</u> 117	( <u>24</u> ) <u>75</u> ( 60 ) 117	
中浜・磯周辺地区 A区域（買取）	<u>275</u> 241	( <u>73</u> ) <u>275</u> ( 91 ) 241	<u>306</u> 252	( <u>87</u> ) <u>306</u> ( 91 ) 252	<u>918</u> 756	( <u>261</u> ) <u>918</u> ( 273 ) 756	
中浜・磯周辺地区 B区域	<u>14</u> 53	( <u>8</u> ) <u>14</u> ( 28 ) 53	<u>15</u> 53	( <u>9</u> ) <u>15</u> ( 28 ) 53	<u>45</u> 159	( <u>27</u> ) <u>45</u> ( 84 ) 159	
A区域（買取）小計	<u>1,314</u> 1,272	( <u>347</u> ) <u>1,314</u> ( 427 ) 1,272	<u>1,423</u> 1,304	( <u>393</u> ) <u>1,423</u> ( 427 ) 1,304	<u>4,269</u> 3,912	( <u>1,179</u> ) <u>4,269</u> ( 1,281 ) 3,912	
B区域 小計	<u>145</u> 303	( <u>55</u> ) <u>145</u> ( 140 ) 303	<u>154</u> 303	( <u>59</u> ) <u>154</u> ( 140 ) 303	<u>462</u> 909	( <u>177</u> ) <u>462</u> ( 420 ) 909	
合計	<u>1,459</u> 1,575	( <u>402</u> ) <u>1,459</u> ( 567 ) 1,575	<u>1,577</u> 1,607	( <u>452</u> ) <u>1,577</u> ( 567 ) 1,607	<u>4,731</u> 4,821	( <u>1,356</u> ) <u>4,731</u> ( 1,701 ) 4,821	

- (注) 1 住居数、世帯数および住民数の欄には、それぞれ計画策定時の数値を記入すること。なお、この数値には、事業計画の策定時に移転促進区域に現に居住している者のほか、災害に伴う住宅の滅失・損壊等により応急仮設住宅に入居している者、他の地域に避難している者等で従前地に引き続き居住する意向を有する者に係る住居数、世帯数及び住民数を含むものとする。
- 2 住居数、世帯数及び住民数の「移転」欄には、「現在」欄に記入した数値の住居、世帯及び住民のうち移転促進区域外へ移転するものの数値をそれぞれ記入し、そのうち本事業により整備する住宅団地へ移転するもの（住宅団地内に整備される公営住宅（災害公営住宅を含む。以下同様）に移転するものを含む）の数値を上段括弧内に記入すること。
- 3 住居数の計における「移転」欄の上段括弧内の数値が下段の数値の2分の1未満の場合には、その理由を「住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性」欄に記入すること。

別記様式

3 住宅団地及び住宅敷地等の整備

(1) 住宅団地の整備

住宅団地名	住宅団地面積												用地選定の理由	整備前の土地利用状況	
	住宅用地			関連公共施設等用地					公益的施設用地		⑤ 合 計				
	住宅敷地		用① 公 営 住 宅 地 宅	② 面 積 計	道 路	集 会 施 設	広 場	そ の 他	③ 面 積 計	公 益 的 施 設		④ 住 宅 団 地 に 占 め る 割 合			
	区 画 数	面 積													
新山下駅周辺団地 (新山下駅周辺地区内) :津波復興拠点整備事業 区域外	101	33,320	(28,660)	(61,980)	17,790	530	5,190	0	23,510	0	( 0.0% )	(85,490)	当地区は、鉄道移設による新駅周辺に位置し、既存商店街や役場に近接するなど利便性の高い地区であり、代替えのきかない土地である。農地への盛土により浸水しない市街地を形成するとともに、プレロード工法等により安全性が確保される。	農地	
	132	( )	(30,390)	(73,310)	19,110	0	6,640	7,650	33,400	0	0.0%	(106,710)			
新山下駅周辺団地 (新山下駅周辺地区内) :津波復興拠点整備事業 区域内	12	7,570	(3,960)	(3,960)							( 0.0% )	(3,960)	宅地 (津波復興拠点整備事業による整備地)		
	68	( )	(0)	(22,100)	0	0	0	0	0	0	0.0%	(22,100)			
新山下駅周辺団地 (新山下駅周辺地区内) 小計	113	40,890	(37,280)	(65,940)	17,790	530	5,190	0	23,510	0	( 0.0% )	(89,450)			
	200	( )	(30,390)	(95,410)	19,110	0	6,640	7,650	33,400	0	0.0%	(128,810)			
宮城病院周辺団地 (宮城病院周辺地区内)	46	( )	(10,760)	(25,420)	10,010	730	9,160	17,140	37,040	13,560	( 17.8% )	(76,020)	当地区は、宮城病院に隣接し、国道6号沿いの高台に位置するなど、利便性、安全性を備えた地区である。一部粗造成されており、施工が比較的容易な土地である。	山林・宅地	
		14,660	12,670	27,330							17.4%	77,930			
新坂元駅周辺団地 (新坂元駅周辺地区内) :津波復興拠点整備事業 区域外	0	( )	(11,190)	(11,190)							( 0.0% )	(11,190)	当地区は、鉄道移設による新駅周辺に位置し、既存集落や役場支所に近接するなど利便性の高い地区であり、代替えのきかない土地である。農地への盛土により浸水しない市街地を形成するとともに、プレロード工法等により安全性が確保される。	農地	
		0	(9,080)	(9,080)	0	0	0	0	0	0	0.0%	(9,080)			
新坂元駅周辺団地 (新坂元駅周辺地区内) :津波復興拠点整備事業 区域内	33	12,000	(10,890)	(10,890)							( 0.0% )	(10,890)	宅地 (津波復興拠点整備事業による整備地)		
	52	( )	(0)	(17,160)	0	0	0	0	0	0	0.0%	(17,160)			
新坂元駅周辺団地 (新坂元駅周辺地区内) 小計	33	12,000	(10,890)	(22,080)							( 0.0% )	(22,080)			
	52	( )	(9,080)	(26,240)	0	0	0	0	0	0	0.0%	(26,240)			
計	298	96,840	(62,830)	(50,610)	(113,440)	27,800	1,260	14,350	17,140	60,550	13,560	( 7.2% )	(187,550)	{(3地区共通) 海岸線から離れた位置に、2つの新駅と地域医療を支える病院を核としたコンパクトなまちづくりを行うことで、安全で利便性が高く、かつ持続性のある都市を構築する。	
		75,190	(50,230)	(147,070)	29,120	730	15,800	24,790	70,440	13,560	( 5.9% )	(231,070)			

- (注) 1 住宅用地の「住宅敷地」欄及び「公営住宅用地」欄には、移転促進区域からの移転者に対する住宅敷地、公営住宅用地の別にそれぞれの面積等を記入すること。  
 2 住宅敷地平均面積が330㎡を超える場合には、住宅用地の「住宅敷地」欄の上段括弧内に住宅敷地平均面積を330㎡とした場合の数値を記入すること。  
 3 公営住宅の一部にしか移転促進区域からの移転者が入居しない場合には、公営住宅用地面積を公営住宅全体戸数に占める当該移転者が入居する戸数で按分して算出した数値を「公営住宅用地」欄の上段括弧内に記入するとともに、住宅用地の「面積計」欄及び公益的施設用地の「住宅団地に占める割合」欄及び「合計」欄についても公営住宅用地面積を上段括弧内の数値とした場合の値をそれぞれの欄の上段括弧内に記入すること。  
 4 関連公共施設等用地のうち「道路」欄には、住宅団地内道路の面積を記入するものとし、取付道路の面積は含まないこと。  
 5 「用地選定の理由」欄には、当該住宅団地の位置が安全性、移転者の生活等の利便性、交通アクセス、造成・維持管理コスト等の観点から他の候補地と比較考量した結果、最適であると判断した理由を記入すること。  
 6 「整備前の土地利用状況」欄には、農地、宅地、山林、公有水面等整備前の土地利用状況を地目により記入すること。  
 7 住宅団地ごとに、土地利用計画図を添付すること。  
 なお、土地利用計画図には、住宅敷地、公営住宅用地、道路、広場、集会所等用地等についてその配置を表示すること。

## 別記様式

### (2) 住宅敷地等の整備

住宅団地名	住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積	②住宅敷地 平均面積	備 考
	住宅敷地	公営住宅	計			
新山下駅周辺団地 (新山下駅周辺地区内) :津波復興拠点整備事業区域外	区画 <u>101</u> 132	戸 <u>145</u> 155	<u>246</u> 287	m <sup>2</sup> <u>33,320</u> 42,920	m <sup>2</sup> <u>330</u> 325	
新山下駅周辺団地 (新山下駅周辺地区内) :津波復興拠点整備事業区域内	<u>12</u> 68	<u>0</u> 0	<u>12</u> 68	<u>7,570</u> 22,100	<u>631</u> 325	
新山下駅周辺団地 (新山下駅周辺地区内) 小計	<u>113</u> 200	<u>145</u> 155	<u>258</u> 355	<u>40,890</u> 65,020	<u>362</u> 325	
宮城病院周辺団地 (宮城病院周辺地区内)	46	62	108	14,660	319	
新坂元駅周辺団地 (新坂元駅周辺地区内) :津波復興拠点整備事業区域外	0	<u>53</u> 52	<u>53</u> 52	0	—	
新坂元駅周辺団地 (新坂元駅周辺地区内) :津波復興拠点整備事業区域内	<u>33</u> 52	<u>0</u> 0	<u>33</u> 52	<u>12,000</u> 17,160	<u>364</u> 330	
新坂元駅周辺団地 (新坂元駅周辺地区内) 小計	<u>33</u> 52	<u>53</u> 52	<u>86</u> 104	<u>12,000</u> 17,160	<u>364</u> 330	
計	<u>192</u> 298	<u>260</u> 269	<u>452</u> 567	<u>67,550</u> 96,840	<u>352</u> 325	

- (注) 1 住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄には、移転促進区域からの移転者に貸付又は分譲される住宅敷地の区画数を記入すること。  
 2 住宅敷地等の数の「公営住宅」欄には、移転促進区域からの移転者が入居する公営住宅の戸数を記入すること。  
 3 「住宅敷地総面積」欄には、様式3(1)の住宅用地のうち住宅敷地の「面積」欄の下段の数値を記入すること。  
 4 「住宅敷地平均面積」欄には、「住宅敷地総面積」欄の数値を住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄の数値で除した数値を記入すること。

別記様式

(3) 住宅敷地等の整備費用

住宅団地名	面積			④用地取得費	⑤用地取得単価 =④/①	⑥住宅敷地 造成費	⑦住宅敷地整備費 = (④*②/①) +⑥	⑧関連公共 施設等用地 造成費	⑨関連公共施設用地 等整備費 = (④*③/①) +⑧
	①総面積	②住宅敷地 面積 =3(2)①	③関連公共 施設等用地 面積 =3(1)③						
	㎡	㎡	㎡	千円	千円	千円	千円	千円	千円
新山下駅周辺団地 (新山下駅周辺地区内) :津波復興拠点整備事業 区域外	<u>56,830</u> 76,320	<u>33,320</u> 42,920	<u>23,510</u> 33,400	<u>171,366</u> 224,536	<u>3.0</u> 2.9	<u>528,265</u> 1,130,281	<u>628,739</u> 1,256,553	<u>372,735</u> 571,921	<u>443,627</u> 670,185
新山下駅周辺団地 (新山下駅周辺地区内) :津波復興拠点整備事業 区域内	<u>7,570</u> 22,100	<u>7,570</u> 22,100	0	0	0.0	0	0	0	0
新山下駅周辺団地 (新山下駅周辺地区内) 小計	<u>64,400</u> 98,420	<u>40,890</u> 65,020	<u>23,510</u> 33,400	<u>171,366</u> 224,536	—	<u>528,265</u> 1,130,281	<u>628,739</u> 1,256,553	<u>372,735</u> 571,921	<u>443,627</u> 670,185
宮城病院周辺団地 (宮城病院周辺地区内)	65,260	14,660	37,040	105,964	1.6	115,013	138,817	216,845	276,988
新坂元駅周辺団地 (新坂元駅周辺地区内) :津波復興拠点整備事業 区域外	0	0	0	0	—	0	0	0	0
新坂元駅周辺団地 (新坂元駅周辺地区内) :津波復興拠点整備事業 区域内	<u>12,000</u> 17,160	<u>12,000</u> 17,160	0	0	0.0	0	0	0	0
新坂元駅周辺団地 (新坂元駅周辺地区内) 小計	<u>12,000</u> 17,160	<u>12,000</u> 17,160	0	0	—	0	0	0	0
計	<u>141,660</u> 180,840	<u>67,550</u> 96,840	<u>60,550</u> 70,440	<u>277,330</u> 330,500	—	<u>643,278</u> 1,245,294	<u>767,555</u> 1,395,370	<u>589,580</u> 788,766	<u>720,615</u> 947,173

(注) 1 面積の「①総面積」欄には、様式3(1)「⑤合計」欄の下段の数値から様式3(1)「④公営住宅用地」欄の下段の数値を差引いた数値を記入すること。  
 2 面積の「②住宅敷地面積」欄には、様式3(2)「①住宅敷地総面積」の数値を記入すること。  
 ※ 買取単価については、基準地の鑑定評価を基に設定していますが、今後精査した結果変動する場合があります。  
 ※ 買取単価については、鑑定評価が未着手であるため、今後精査した結果変動する場合があります。



別記様式

(4) 住宅敷地整備に係る補助対象経費

住宅団地名		住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦ 千円	④分譲地の分譲価格 千円	⑤分譲地の市場価格 千円	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)② ㎡	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))*⑦ 千円
		貸付地	分譲地	①合計	貸付地 ㎡	分譲地 ㎡	②合計 ㎡						
新山下駅周辺団地 (新山下駅周辺地区内) :津波復興拠点整備事業区域外	貸付地	<u>7</u> 132		<u>7</u> 132	<u>2,030</u> 42,920		<u>2,030</u> 42,920	<u>38,306</u> 1,256,553			<u>290</u> 325	1	<u>38,306</u> 1,256,553
	分譲地		<u>94</u>	<u>94</u>		<u>31,290</u>	<u>31,290</u>	<u>590,433</u>	<u>519,101</u>	<u>519,101</u>	<u>333</u>	<u>0.99099</u>	<u>70,689</u>
	合計	<u>7</u> 132	<u>94</u>	<u>101</u> 132	<u>2,030</u> 42,920	<u>31,290</u>	<u>33,320</u> 42,920	<u>628,739</u> 1,256,553	<u>519,101</u>	<u>519,101</u>	<u>330</u> 325	1	<u>109,638</u> 1,256,553
新山下駅周辺団地 (新山下駅周辺地区内) :津波復興拠点整備事業区域内	貸付地	<u>0</u> 68		<u>0</u> 68	<u>0</u> 22,100		<u>0</u> 22,100	0			<u>—</u> 325	1	0
	分譲地		<u>12</u>	<u>12</u>		<u>7,570</u>	<u>7,570</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>631</u>	<u>0.52298</u>	<u>0</u>
	合計	<u>0</u> 68	<u>12</u>	<u>12</u> 68	<u>0</u> 22,100	<u>7,570</u>	<u>7,570</u> 22,100	0	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>631</u> 325	1	0
新山下駅周辺団地 (新山下駅周辺地区内)  小計	貸付地	<u>7</u> 200		<u>7</u> 200	<u>2,030</u> 65,020		<u>2,030</u> 65,020	<u>38,306</u> 1,256,553			<u>290</u> 325	1	<u>38,306</u> 1,256,553
	分譲地		<u>106</u>	<u>106</u>		<u>38,860</u>	<u>38,860</u>	<u>590,433</u>	<u>519,101</u>	<u>519,101</u>	<u>367</u>	<u>—</u>	<u>70,689</u>
	合計	<u>7</u> 200	<u>106</u>	<u>113</u> 200	<u>2,030</u> 65,020	<u>38,860</u>	<u>40,890</u> 65,020	<u>628,739</u> 1,256,553	<u>519,101</u>	<u>519,101</u>	<u>362</u> 325	1	<u>109,638</u> 1,256,553
宮城病院周辺団地 (宮城病院周辺地区内)	貸付地	46		46	14,660		14,660	138,817			319	1	138,817
	分譲地		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>			<u>—</u>	<u>—</u>	<u>0</u>
	合計	46		46	14,660		14,660	138,817			319	1	138,817

別記様式

住宅団地名		住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))*⑦
		貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
新坂元駅周辺団地 (新坂元駅周辺地区内) :津波復興拠点整備事業区域外	貸付地	0		0	0		0				—	—	0
	分譲地		0	0		0	0				—	—	0
	合計	0		0	0		0				—	—	0
新坂元駅周辺団地 (新坂元駅周辺地区内) :津波復興拠点整備事業区域内	貸付地	1 52		1 52	310 17,160		310 17,160	0			310 330	1	0
	分譲地		32	32		11,690	11,690	0	0	0	365	0.90411	0
	合計	1 52	32	33 52	310 17,160	11,690	12,000 17,160	0	0	0	364	0.90750	0
新坂元駅周辺団地 (新坂元駅周辺地区内) 小計	貸付地	1 52		1 52	310 17,160		310 17,160	0			310 330	1	0
	分譲地		32	32		11,690	11,690	0	0	0	365	—	0
	合計	1 52	32	33 52	310 17,160	11,690	12,000 17,160	0	0	0	364	1	0

別記様式

住宅団地名		住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))*⑦
		貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
計	貸付地	<u>54</u> 298		<u>54</u> 298	<u>17,000</u> 96,840		<u>17,000</u> 96,840	<u>177,123</u> 1,395,370			<u>315</u> 325	<u>—</u> 1	<u>177,123</u> 1,395,370
	分譲地		<u>138</u>	<u>138</u>		<u>50,550</u>	<u>50,550</u>	<u>590,433</u>	<u>519,101</u>	<u>519,101</u>	<u>366</u>	<u>—</u>	<u>71,332</u>
	合計	<u>54</u> 298	<u>138</u> 0	<u>192</u> 298	<u>17,000</u> 96,840	<u>50,550</u> 0	<u>67,550</u> 96,840	<u>767,555</u> 1,395,370	<u>519,101</u> 0	<u>519,101</u> 0	<u>352</u> 325	<u>—</u> 1	<u>248,454</u> 1,395,370

(注) 1 分譲地の分譲価格及び市場価格の根拠となる資料を添付すること。

2 ⑦は小数点6桁以降を切り捨てること。

※新山下駅周辺団地（津波復興拠点整備事業区域内）、新坂元駅周辺団地（津波復興拠点整備事業区域内）の分譲価格は、津波復興拠点整備事業で国費返納の計画のため、本計画書上「0」とした。

## 別記様式

### (5) 公益的施設用地の整備

住宅団地名	公益的施設名	施設用地の面積等	用地の分譲・借地の区分及び分譲・借地先	住宅団地に占める割合	備考
宮城病院周辺団地 (宮城病院周辺地区内)	福祉施設・商業施設	13,560 m <sup>2</sup>	未定	17.8%	
計	—	13,560 m <sup>2</sup>	—	<u>7.2%</u> 5.9%	

- (注) 1 公益的施設用地を借地とする場合は、その理由を備考欄に記入すること。  
 2 「住宅団地に占める割合」欄には、様式3(1)の公益的施設用地の「④住宅団地に占める割合」欄の上段括弧の数字を記入し、その割合が住宅団地面積の30%を超える場合には、その理由を備考欄に記入すること。

## 別記様式

### (6) 公益的施設用地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	公益的施設用地の区画数			公益的施設用地の面積			③用地取得費 =3(3)⑤*②	④用地造成費	⑤分譲地の分譲価格	⑥分譲地の市場価格	⑦補助対象経費 =(③+④)-Max(⑤, ⑥)
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計					
宮城病院周辺団地 (宮城病院周辺地区内) :貸付	区画 1	区画 0	区画 1	m <sup>2</sup> 13,560	m <sup>2</sup> 0	m <sup>2</sup> 13,560	千円 <u>22,018</u> 21,696	千円 106,383	千円 0	千円 0	千円 <u>128,401</u> 128,079
計	1	0	1	13,560	0	13,560	<u>22,018</u> 21,696	106,383	0	0	<u>128,401</u> 128,079

※ 買取単価については、鑑定評価が未着手であるため、今後精査した結果変動する場合があります。

## 別記様式

### 4 移転者の住宅団地における住宅建設等に対する助成措置

助 成 措 置	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
住宅の建設または購入	住宅の建設等を目的として資金を金融機関等から借り入れた者に対し、借入金利子（年率8%を限度とする）を計算し、利子総額4,440千円を限度とした利子相当額を一括して補助する。 <u>4,570</u>	千円 <u>246,780</u> 1,323,120	戸 <u>54</u> 298	※
住宅の建設または購入及び住宅用地の購入	住宅の建設等および住宅用地の購入を目的として資金を金融機関等から借り入れた者に対し、借入金利子（年率8%を限度とする）を計算し、住宅の建設等については利子総額4,440千円、住宅用地の購入については利子相当額2,640千円を限度とした利子相当額を一括して補助する。 <u>4,570</u> <u>2,657</u>	<u>997,326</u> 0	<u>138</u> 0	
計		<u>1,244,106</u> 1,323,120	<u>192</u> 298	

※ 補助対象経費、対象戸数は限度額で積算しており、今後変動する可能性があります。

※ 平成26年4月改正により補助限度額を変更した。

別記様式

5 関連公共施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
新山下駅周辺団地 (新山下駅周辺地区内) :津波復興拠点整備事業区域外	道路	道路 (W=6m) L=2,701m、特殊道路 (W=6m) L=16m、 特殊道路 (W=4m) L=156m	千円 <u>164,000</u>	千円 <u>164,000</u>
		道路 (W=18m) L=602m、道路 (W=9.5m) L=158m、 道路 (W=6m) L=1,325m、特殊道路 (W=6m) L=175m、 特殊道路 (W=4m) L=39m	228,802	228,802
	飲料水供給施設	給水管L=560m	<u>13,600</u>	<u>13,600</u>
		給水管L=2,090m	84,014	84,014
	集会施設	集会施設1棟(木造平屋、床面積200㎡)	<u>34,950</u>	<u>34,950</u>
	公園	公園面積2,760㎡	<u>39,600</u>	<u>39,600</u>
		公園面積1,850㎡	31,994	31,994
	緑地	緑地面積2,430㎡	<u>5,000</u>	<u>5,000</u>
		緑地面積4,790㎡	30,169	30,169
	排水施設	雨水管L=2,020m、污水管L=555m	<u>262,700</u>	<u>262,700</u>
雨水管L=1,040m、污水管L=1,880m		196,324	196,324	
水路	L=345m	<u>65,300</u>	<u>65,300</u>	
	L=230m	41,120	41,120	
調整池	0か所、調整池面積0㎡	<u>0</u>	<u>0</u>	
	2か所、調整池面積5,330㎡	49,754	49,754	
消防水利	消防水利7か所、防火水槽2か所	<u>14,900</u>	<u>14,900</u>	
	3か所	1,785	1,785	
その他	ごみ集積所、防犯灯、サイン	<u>8,700</u>	<u>8,700</u>	
新山下駅周辺団地 (新山下駅周辺地区内) :津波復興拠点整備事業区域内	—	—	—	—

別記様式

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
新山下駅周辺団地 (新山下駅周辺地区内) 小計	—	—	<u>608,750</u> 663,962	<u>608,750</u> 663,962
宮城病院周辺団地 (宮城病院周辺地区内)	道路	道路(W=12m)L=237m、道路(W=6m)L=907m、 特殊道路(W=6m)L=49m、特殊道路(W=4m)L=221m	121,096	121,096
	飲料水供給施設	給水管L=1,030m	65,320	65,320
	集会施設	集会施設1棟(木造平屋、床面積200㎡)	29,820	29,820
	公園	公園面積2,570㎡	44,469	44,469
	緑地	緑地面積6,590㎡	41,475	41,475
	排水施設	雨水管L=570m、汚水管L=1,040m	120,642	120,642
	調整池	1か所、調整池面積7,590㎡	186,011	186,011
	消防水利	2か所	1,210	1,210
宮城病院周辺団地 (宮城病院周辺地区内) 小計	—	—	610,043	610,043



## 別記様式

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
新坂元周辺団地 (新坂元駅周辺地区内) :津波復興拠点整備事業区域外	—	—	—	—
新坂元周辺団地 (新坂元駅周辺地区内) :津波復興拠点整備事業区域内	—	—	—	—
新坂元駅周辺団地 (新坂元駅周辺地区内) 小計	—	—	0	0
合計			<u>1,218,793</u> 1,274,005	<u>1,218,793</u> 1,274,005

- (注) 1 「施設内容」欄には、それぞれの施設の規模、構造、数量等を記入すること。  
2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

別記様式

6 移転促進区域内における宅地及び農地の買取り計画及び利用計画

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買取費 千円	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地		
	住宅用地	その他		住宅用地	その他			
㎡	㎡	㎡	円	円	円	円		
牛橋周辺西地区 A区域（買取）	(81,048) <u>81,048</u>	(13,936) <u>13,936</u>	(0)	8,100	<u>8,100</u>	—	<u>769,371</u> 581,054	農地等の非可住産業用地。 沿岸部は防災緑地。
牛橋周辺西地区 B区域	71,735	(0)	0	—	—	—		
牛橋周辺東地区 A区域（買取）	(42,936) <u>42,936</u>	(10,313) <u>10,313</u>	(0)	5,600	<u>5,600</u>	—	<u>298,193</u> 262,377	
牛橋周辺東地区 B区域	46,853	(0)	0	—	—	—		
花釜周辺地区 A区域（買取）	(209,704) <u>209,704</u>	(53,041) <u>53,041</u>	(0)	7,600	<u>7,600</u>	—	<u>1,996,858</u> 1,420,455	
花釜周辺地区 B区域	186,902	(0)	0	—	—	—		
笠野・新浜周辺地区 A区域（買取）	(240,094) <u>240,094</u>	(37,269) <u>37,269</u>	(0)	5,500	<u>5,600</u>	—	<u>1,553,235</u> 1,131,092	
笠野・新浜周辺地区 B区域	205,653	(0)	0	—	—	—		
町・中浜周辺地区 A区域（買取）	(74,434) <u>74,434</u>	(18,676) <u>18,676</u>	(0)	6,600	<u>6,700</u>	—	<u>623,832</u> 524,113	
町・中浜周辺地区 B区域	79,411	(0)	0	—	—	—		
中浜・磯周辺地区 A区域（買取）	(227,134) <u>227,134</u>	(44,764) <u>44,764</u>	(0)	4,700	<u>4,700</u>	—	<u>1,277,921</u> 1,037,915	
中浜・磯周辺地区 B区域	220,833	(0)	0	—	—	—		
計	(875,348) <u>875,348</u>	(177,999) <u>177,999</u>	(0)	—	—	—	<u>6,519,410</u> 4,957,006	

(注) 1 「宅地等買取面積」欄には、上段括弧内に買取対象以外の土地を含む面積を記入すること。  
 ※ 買取単価については、基準地の鑑定評価を基に設定していますが、実施中の買取実績を今後精査した結果変動する場合があります。  
 ※ 買取単価については、鑑定評価が未着手であるため、今後精査した結果変動する場合があります。

## 別記様式

### 7 移転促進区域内における建築制限その他土地利用の規制

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
牛橋周辺西地区、 牛橋周辺東地区、 花釜周辺地区、 笠野・新浜周辺地区、 町・中浜周辺地区、 中浜・磯周辺地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 「山元町災害危険区域に関する条例」により、災害危険区域においては、住居の用に供する建築物は建築してはならない。 ただし、第2種災害危険区域において、住居の用に供する建築物又は建築物の部分を、町長が別に定める構造とした場合についてはこの限りではない。	平成23年11月11日 条例施行	

- (注) 1 「建築制限の態様」欄には、移転促進区域内における建築物の建築禁止その他建築物の建築に関する制限の態様を記載すること。  
2 既に当該移転促進区域に係る条例が制定されている場合には、その条例を添付すること。  
3 条例が未制定の場合で、条例制定の予定がある場合は、その施行予定月日を「条例施行月日」欄に施行予定として記載するとともに、条例案その他内容の把握できるものを添付すること。

## 別記様式

### 8 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備その他移転者の生活確保

#### (1) 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
—	—	—	千円 —	千円 —
計				

- (注) 1 「施設内容」欄には、施設の規模、構造、数量等を記入すること。  
 2 土地利用計画図（3（1）の（注）7）に各施設の設置箇所を明示すること。

#### (2) その他の事項

住宅団地名	その他の事項	備考
—	—	—

- (注) 1 移転者の生活確保等について、必要に応じて記入すること。

## 別記様式

### 9 移転者の住居の移転に対する補助

区 分	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
動産移転料等実費相当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動産移転料</li> <li>・移転雑費</li> <li>・事業実施に伴い仮住居等を要する場合の費用 等</li> </ul> <p style="text-align: center;"><u>80.2</u></p> 実費相当額を補助（但し、78 万円を限度とする）	千円 <u>1,264,754</u> 499,200	戸 <u>1,577</u> 640	
離農等する者への当座の生計費等	<p style="text-align: right;"><u>239.4</u></p> 離農等をする者への当座の生計費等として、237.2 万円を補助。	—	—	
計		<u>1,264,754</u> 499,200	<u>1,577</u> 640	

- (注) 1 住居の移転に対する助成の基準を地方公共団体において定めている場合は、その要綱等を添付すること。
- ※ 補助対象経費、対象戸数は限度額で積算しており、今後変動する可能性があります。
- ※ 平成26年4月改正により補助限度額を変更した。

# 別記様式

## 10 集団移転促進事業の実施に必要な経費および資金計画

### (1) 総括表

事業の種類	事業名	事業内容	事業年度	特例の必要の有無	左の財源内訳							備考
					総事業費	補助限度額	補助対象経費	国庫支出金	都道府県支出金	一般財源	その他	
					千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
住宅団地用地取得及び造成	住宅団地用地取得	用地取得	24~26	/	277,330							
			24~27	/	330,500							
	住宅団地用地造成	造成	24~28	/	1,339,241							
			24~27	/	2,140,443							
	小計				1,616,571	5,580,338	1,097,470	960,286			137,184	
					2,470,943	7,100,148	2,470,943	2,162,075			308,868	
住宅建設等助成	移転先住宅建設等助成	利子補給	28~29	/	1,244,106	1,244,106	1,244,106	1,088,593			155,513	
			26~27	/	1,323,120	1,323,120	1,323,120	1,157,730			165,390	
公共施設整備	公共施設整備	公共施設整備	27~28	/	1,218,793	1,618,612	1,218,793	1,066,444			152,349	
			26~27	/	1,274,005	2,030,427	1,274,005	1,114,754			159,251	
宅地及び農地の買取り	宅地、農地の買取り	宅地の買取り	24~29	/	6,519,410		6,519,410	5,704,484			814,926	
			24~27	/	4,957,006		4,957,006	4,337,380			619,626	
農林水産業基盤等整備	共同作業所等整備			/	—	—	—	—			—	
移転費助成	移転費助成	移転費用等助成	25~29	/	1,264,754	1,264,754	1,264,754	1,106,660			158,094	
			24~27	/	499,200	499,200	499,200	436,800			62,400	
合計					11,863,634		11,344,533	9,926,467			1,418,066	
					10,524,274		10,524,274	9,208,740			1,315,534	

- (注) 1 住宅団地用地の取得及び造成費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、様式10(2)住宅団地候補地の比較表に必要事項を記入し添付すること。  
 2 公共施設整備費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、その理由を備考欄に記入すること。

## 別記様式

(2) 住宅団地候補地の比較表

住宅団地候補地	地目	買収単価 (1㎡当たり)	経済性	利便性	安全性	用地取得の 容易性	総合評価	備 考
—	—	—	—	—	—	—	—	—
計								

- (注)
- 1 評価項目について○、△、×で評価すること。
  - 2 評価項目については必要に応じて適時追加及び変更しても構わない。
  - 3 1つの住宅団地候補地だけではなく、比較した全ての住宅団地候補地について記入すること。
  - 4 経済性については、買収単価、造成費などの住宅団地の整備費用を評価すること。
  - 5 用地取得の容易性については地権者の数、地権者の事業への理解度などを勘案して評価すること。
  - 6 移転促進区域及び住宅団地候補地の位置の分かる資料を添付すること。

## 別記様式

### (3) 年度別計画

事業の種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
住宅団地用地取得及び造成	(38,039) <u>33,284</u> (700,400) 612,850	(561,644) <u>491,439</u> (1,235,500) 1,081,063	(374,464) <u>327,656</u> (535,043) 468,163	(378,327) <u>331,036</u> (0) 0	(264,097) <u>-223,129</u> (0) 0	(0) <u>0</u> (0) 0	(1,616,571) <u>960,286</u> (2,470,943) 2,162,075
住宅建設等助成	(0) 0	(0) 0	(0) <u>0</u> (1,323,120) 1,157,730	(0) <u>0</u> (0) 0	(600,000) <u>525,000</u> (0) 0	(644,106) <u>563,593</u> (0) 0	(1,244,106) <u>1,088,593</u> (1,323,120) 1,157,730
公共施設整備	(0) 0	(354,863) <u>310,505</u> (318,500) 278,688	(156,614) <u>137,037</u> (637,000) 557,375	(370,515) <u>324,201</u> (318,505) 278,691	(336,801) <u>294,701</u> (0) 0	(0) <u>0</u> (0) 0	(1,218,793) <u>1,066,444</u> (1,274,005) 1,114,754
宅地及び農地の買取り	(917,907) <u>803,169</u> (1,239,300) 1,084,388	(2,408,517) <u>2,107,452</u> (1,239,300) 1,084,388	(1,234,220) <u>1,079,943</u> (1,239,300) 1,084,388	(990,542) <u>866,724</u> (1,239,106) 1,084,216	(500,000) <u>437,500</u> (0) 0	(468,224) <u>409,696</u> (0) 0	(6,519,410) <u>5,704,484</u> (4,957,006) 4,337,380
農林水産業基盤等整備	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
移転費助成	(0) 0	(39,542) <u>34,599</u> (266,760) 233,415	(50,754) <u>44,410</u> (232,440) 203,385	(686,948) <u>601,080</u> (0) 0	(300,000) <u>262,500</u> (0) 0	(187,510) <u>164,071</u> (0) 0	(1,264,754) <u>1,106,660</u> (499,200) 436,800
合計	(955,946) <u>836,453</u> (1,939,700) 1,697,238	(3,364,566) <u>2,943,995</u> (3,060,060) 2,677,554	(1,816,052) <u>1,589,046</u> (3,966,903) 3,471,041	(2,426,332) <u>2,123,041</u> (1,557,611) 1,362,907	(2,000,898) <u>1,296,572</u> (0) 0	(1,299,840) <u>1,137,360</u> (0) 0	(11,863,634) <u>9,926,467</u> (10,524,274) 9,208,739

(注) 1 それぞれの年度ごとに上段括弧内には総事業費、下段には補助額（復興交付金交付額）を記入すること。